

浜松市は市内の**中小事業者・個人事業主**の皆さんのコスト削減を支援します！

浜松市省エネ設備導入事業費補助金

2次募集

農業用省エネ技術等導入支援

交付金額

補助上限額

50万円
(補助下限額 10万円)

〈補助率〉

補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内

交付対象

認定農業者及び認定新規就農者

「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティーネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」、「園芸施設共済」のいずれかに加入済

対象事業

- (1) 園芸施設及び畜舎等へ設置する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する装置・機械等の導入又は更新
- (2) 圃場の耕耘、播種、定植、栽培管理、収穫、収穫物の調整、貯蔵、出荷等で使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する農業用動力機械等の導入又は更新

申請方法

必要な書類を揃え、**WEB** または **郵送** にて申し込みください。

申請用紙等はホームページからダウンロードください。

注意事項

- ・申請額が予算を上回った場合、按分するため、補助申請額より交付額が少なくなる場合があります。
- ・1次募集で申請された方は、2次募集に申請はできません。
- ・令和6年3月31日納期限までの市税を完納していること。
- ・交付決定日以降に実施された事業が対象です。(事前着工は対象外です。)
- ・一事業者につき全4区分からいずれか一申請のみ。
- ・先着順ではございません。

2次募集

令和6年**5月15日**(水)から令和6年**5月31日**(金)

※郵送の場合は5/31消印有効

お問い合わせ

浜松市農業振興課

TEL : 053-457-2331

【受付時間 / 9:00 ~ 17:00】(土日祝を除く)

WEB申請に関するお問い合わせ

浜松市省エネ設備導入事業費補助金事務局

TEL : 050-5369-9456

〒430-0926 浜松市中央区砂山町 353-3 大協土地ビル 6F
【受付時間 / 8:30 ~ 17:15】(土日祝を除く)

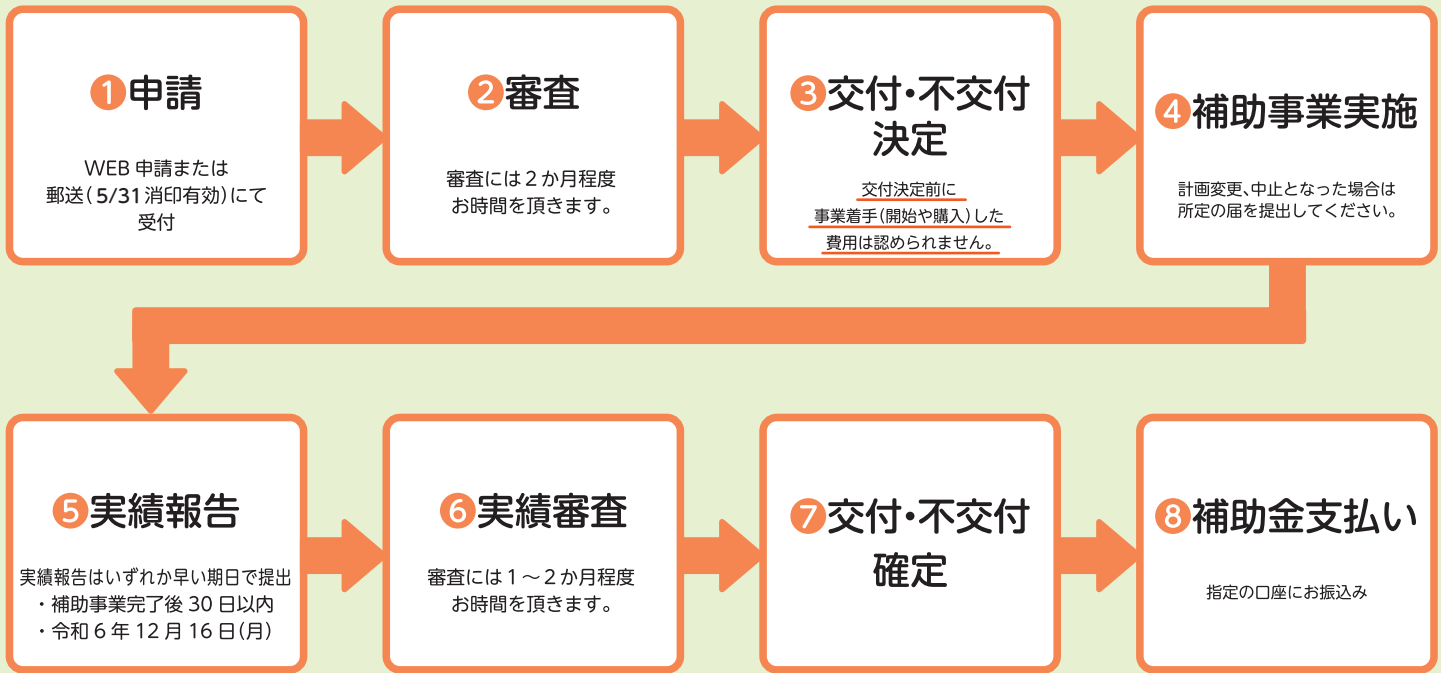
詳細は
こちら



<https://shouenesetsubi.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nou/>

 浜松市

農業用省エネ技術等導入支援申請の流れ



※その他導入する製品や事業費等の変更、事業者内容(住所・社名・代表者等)の変更、または事業の中止があった場合、変更届、中止届の提出が必要です。

申請時必要書類一覧

- 1 交付申請提出書類チェックリスト(郵送の場合のみ)
- 2【第1号様式】交付申請書
- 3【第2-2号様式】補助事業実施計画書
- 4【第3号様式】補助事業収支予算書
- 5【第4号様式】誓約書
- 6 募集要領等で定める補助対象者として認められる書類
- 7 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書
- 8 補助金振込先の口座に関する情報がわかる書類
- 9 見積書(申請する補助対象経費それぞれのもの)又は購入金額がわかる書類
- 10 その他、浜松市が必要があると判断した書類



詳細、WEB申請、申請に必要な書類のダウンロードは下記ホームページから

申請書類の郵送先▶

〒430-0926 浜松市中央区砂山町 353-3 大協土地ビル 6F
浜松市 省エネ設備導入事業費補助金事務局 あて



WEB申請に関するお問い合わせ

TEL:050-5369-9456 【受付時間/ 8:30 ~ 17:15】
(土日祝を除く)
<https://shouenesetsubi.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nou/>